

(別記)

親愛なる諸君に告ぐ

(原文ノマ、)

吾等九名の者が去る一月二十三日手紙一本を以て職首さまに事は諸君の良く知らる所  
である。吾等勞働者は僅かばかりの報酬を得て細々ながら暮らして居る者勿論貯等  
有る訳は無く此の大不景氣に突然職首さまに何時就業が出来ぬか何よりして暮らさ  
私共は事の円満なる解決を望み先づ吾等が数回に亘って復職を嘆願したが願望な  
る工場主の容る、所とならず止むを得ず組合と協議し本委員長津藤氏と代表者  
数名と擧げ更ニ吾等の心情を訴へ復職を冀願すべく昨日工場に於て工場主神子島濃  
泉綱代、光谷の四名と警備官立會の上交渉を開かすに至つた。交渉を進むるに、水  
て不可思議であつた職首の理由が益々工場主の發表せし事業縮少の爲でな事を知らるに至  
つた吾等も此処に交渉の顛末の大体を報告し親愛なる諸君の同情に訴へるもので  
ある。

代表『解雇通知を擧ぐる當日此旨の出勤して居たにも拘らず一言の相談も  
手紙を以て解雇したるは何故か』

工場主『無言』

諸君私共は工場に就職する時相當の手續を経て居るものである決して手紙一  
本で就職を致したのではありませぬ吾等職工は震災當時工場が全焼した爲僅か五  
円の手當に解雇された。然し當時吾等は工場に被害に同情しこれを快諾した中  
には其後漸くたして日立製作所に就職して安んじて居ると何田となく工場主より復  
歸を求めらるるので遂に折角の就職を振り捨て、歸つた者もある、又焼機を修繕  
し工場を今日の発展に努力せし者はやりにある斯した吾等に今回取つた工場主の態  
度は常識ある人情を知つた者の行為であらうか最も交渉員は此の裏に就て幾度  
と無く其の精神を追求したう何等の辨明もありませぬ